

# 令和5年度介護サービス情報の報告、調査事務及び情報公表事務に関する計画

令和5年8月18日  
茨 城 県

## 1 目的

この計画は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の2の3第1項の規定に基づき、介護サービス情報の報告、調査事務及び公表事務に関する計画（以下「計画」という。）を定めるものである。

## 2 実施方法

(1) 計画の基準日 令和5年4月1日

(2) 計画の期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(3) 報告、調査及び情報公表の対象となる介護サービス事業者（以下「対象事業者」という。）

ア 令和4年1月1日から令和4年12月31日までの1年間において、介護報酬の支払いを受けた金額が100万円を超える事業者（以下「100万円を超える事業者」という。）として、別表「報告・調査・公表事業者別一覧表」に掲げる事業者

イ 新たに介護サービスの提供を開始する事業者（ただし、調査の対象事業者から除く。）

ウ 休止している100万円を超える事業者であって令和5年度中に介護サービスの提供を再開しようとする事業者

(4) 2 (3) ア、イ及びウの対象となる介護サービスの種類

ア 訪問介護、夜間対応型訪問介護

イ (介護予防) 訪問入浴介護

ウ (介護予防) 訪問看護

エ (介護予防) 訪問リハビリテーション

オ 通所介護、地域密着型通所介護、(介護予防) 認知症対応型通所介護、療養通所介護

カ (介護予防) 通所リハビリテーション

キ (介護予防) 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護

ク (介護予防) 福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売

ケ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護

コ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護

サ 居宅介護支援

シ 介護福祉施設サービス、(介護予防) 短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

ス 介護保健施設サービス、(介護予防) 短期入所療養介護（介護老人保健施設）

セ 介護療養型医療施設サービス、(介護予防) 短期入所療養介護（介護療養型医療施設）

ソ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

タ 看護小規模多機能型居宅介護

チ 介護医療院サービス、(介護予防) 短期入所療養介護（介護医療院）

#### (5) 報告及び公表の方法

##### ア (3)アに定める事業者

(ア) 報告は、原則として介護サービス情報の公表報告システムにより行うものとし、報告期限は別表「報告・調査・公表事業者別一覧表」における報告計画月の翌々月の 25 日までとする。

(イ) 報告内容は、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「省令」という。）別表第 1 及び別表第 2 に掲げる事項とする。

##### イ (3)イに定める事業者

(ア) 報告は、原則として介護サービス情報の公表報告システムにより行うものとし、報告期限は県から情報の報告等に係る依頼文を受理した日の属する月の翌々月の 25 日までとする。

(イ) 報告内容は、省令別表第 1 に掲げる事項とする。

##### ウ (3)ウに定める事業者

(ア) 報告は、原則として介護サービス情報の公表報告システムにより行うものとし、報告期限は事業を再開した日の属する月の翌々月の 25 日までとする。

(イ) 報告内容は、省令別表第 1 及び別表第 2 に掲げる事項とする。

#### (6) 調査の方法

調査の実施に当たっては、茨城県介護サービス情報公表制度における調査に関する指針に基づき実施するものとし、調査対象事業所は茨城県介護保険施設等指導要綱において選定した実地指導対象事業所とし、実地指導と同時実施とする。

### 3 介護サービス情報の修正等の取扱い

報告のあった内容に変更があった場合は、事業者の報告に基づき、速やかに修正した情報を公表するものとする。

### 4 是正命令を受けた対象事業者に係る介護サービス情報の取扱い

知事から介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 35 第 4 項の規定により、報告を行うこと若しくは報告内容の是正又は調査を受けることを命じられた対象事業者については、介護サービス情報の報告、調査事務及び情報公表事務の実施方法を知事が別に定めるものとする。